限定承認公告

本籍東京都中央区銀座五丁目二番地二、最後の住所北海道旭川市末広東二条二丁目五番五号　被相続人　亡　押田　桃人

右被相続人は平成二十六年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年九月九日旭川家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

北海道旭川市末広東二条二丁目五番五号　限定承認者　押田　玉枝

限定承認公告

本籍福島県会津若松市行仁町九八番地、最後の住所福島県会津若松市千石町七番二四号　被相続人　亡　本間　紀夫

右被相続人は平成二十六年四月二十六日死亡し、その相続人は平成二十六年九月五日福島家庭裁判所会津若松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

福島県会津若松市千石町七番二四号　相続財産管理人　本間　保子

限定承認公告

本籍名古屋市天白区一つ山一丁目二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　富田　裕幸

右被相続人は平成二十六年七月二十六日死亡し、その相続人は平成二十六年九月三日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

名古屋市名東区陸前町三〇〇七番地ブルーデル東一社一〇三号　相続財産管理人　富田　文子

限定承認公告

本籍京都市山科区日ノ岡鴨土町一〇番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　吉雄

右被相続人は平成二十六年四月二十日死亡し、その相続人は平成二十六年七月二十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十八日

京都市山科区日ノ岡鴨土町一〇番地の一　相続財産管理人　鈴木　一

根室フレシマ風力発電所（仮称）建設事業の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社

氏名　取締役社長　北村　雅良

所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　根室フレシマ風力発電所（仮称）

種類　風力発電機（陸上）

規模　発電設備出力　最大三万四千五百キロワット

風力発電機台数　最大一五基

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十六年九月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号　電源開発株式会社　取締役社長　北村　雅良

今ノ山風力発電事業（仮称）建設事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　電源開発株式会社

氏名　取締役社長　北村　雅良

所在地　東京都中央区銀座六丁目一五番一号

二、第一種事業の名称、種類及び規模

名称　今ノ山風力発電事業（仮称）

種類　風力発電機（陸上）

規模　発電設備出力　最大四万四千七百キロワット

風力発電機台数　一五基～二三基程度

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、第一種事業を実施しないこととしましたので、法第三条の九第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十六年九月十八日

東京都中央区銀座六丁目一五番一号　電源開発株式会社　取締役社長　北村　雅良

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十五億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月十日

掲載頁　五十九頁（号外第八十一号）

平成二十六年九月十八日

東京都世田谷区代沢四丁目一二番一五号　エーピーエル・ニセコ・プロパティー特定目的会社　取締役　石丸　雅久

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百四十一億四千五十万円減少し金〇円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月二十一日であり、社員総会の決議は平成二十六年九月十七日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月十九日

掲載頁　六十頁（号外第五十七号）

平成二十六年九月十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　SCG19特定目的会社　取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を金百四十一億四千五十万円減少し金〇円とし、発行済第一号優先出資五口及び発行済第二号優先出資二十八万三百十口を消却することにいたしましたので、当社の第一号優先出資証券及び第二号優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十月二十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年九月十八日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　SCG19特定目的会社　取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十六年九月八日（号外第二〇〇号）掲載の合併公告及び乙の第三十九期決算公告（枠組）中、乙の住所「青森県八戸市大字尻内町字狼走七番六七号」とあるは「青森県八戸市大字尻内町字狼走七番地六七」に、また（うち当期純利益）の金額「82,375」とあるは「22,877」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十六年九月十八日

東京都豊島区池袋本町一丁目一五番九号　（甲）株式会社愛工大興　代表取締役　佐藤　敏之

青森県八戸市大字尻内町字狼走七番地六七　（乙）北電工業株式会社　代表取締役　前田　英穂

正誤

平成二十六年九月一日（号外第百九十四号）官庁報告欄国家試験の部（義肢装具士試験委員の公告）（厚生労働省）

（原稿誤り）

一九ページ三段一二行目から一八行目は次のとおりの誤り。

委員

浅見　豊子　有國　裕輝　岩崎　洋

大田　哲生　加賀谷　斉　木下　満

笹川　友彦　清水　順市　田中　清和

陳　隆明　中川　昭夫　中川　三吉

中村　隆　植岸　和訓　野坂　哲也

前田　眞治

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十八日付第二〇七号六四ページ●同日付政府調達第一七六号四八ページ●二十四年八月二十九日付（第一八〇回）参会第二五号（その一）三二ページ●同（その二）八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）